



第Ⅲ部

わが国の防衛に関する諸施策

第1章 自衛隊の運用

第2章 日米安全保障体制の強化

第3章 国際社会における多層的な安全保障協力

第4章 国民と防衛省・自衛隊

第1章 自衛隊の運用

わが国の安全保障の目的を達成するための根幹となるのは自らが行う努力である。

「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(新防衛大綱)においては、このような認識に基づき、平素から国として総力を挙げて取り組み、各種事態の発生に際しては事態の推移に応じてシームレスに対応することとしている。このため、国として統合的かつ戦略的なさまざまな取組を実施するとともに、防衛省・自衛隊としても、各種事態の発生時における自衛隊の運用はもちろんのこと、対処能力の向上をはじめとする各種施策を平素から実施している。

本章においては、まず第1節において、武力攻撃事態等における自衛隊の運用を含む国としての基本的枠組などを説明し、第2節において、各種事態ごとの自衛隊の具体的対応などについて説明する。さらに、第3節では、新たに法律を整備して、船舶航行の安全確保の重要性や国連海洋法条約の趣旨にかんがみて実施している海賊対処への取組について、法制度なども含めて説明する。

第1節 武力攻撃事態等への対応のための枠組など

わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態についてのわが国の対応の枠組や、これに基づく自衛隊の運用体制の確立など¹は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態²および武力攻撃予測事態³)における実効的な対応を可能とし、わが国に対する武力攻撃などの抑止にも資するものである。また、武力

攻撃事態等への自衛隊の対応における文民統制の貫徹の観点からも重要である。

本節では、武力攻撃事態等が生じた場合の、わが国の対応の枠組と、これに基づく自衛隊の運用体制について、その概要を説明する。

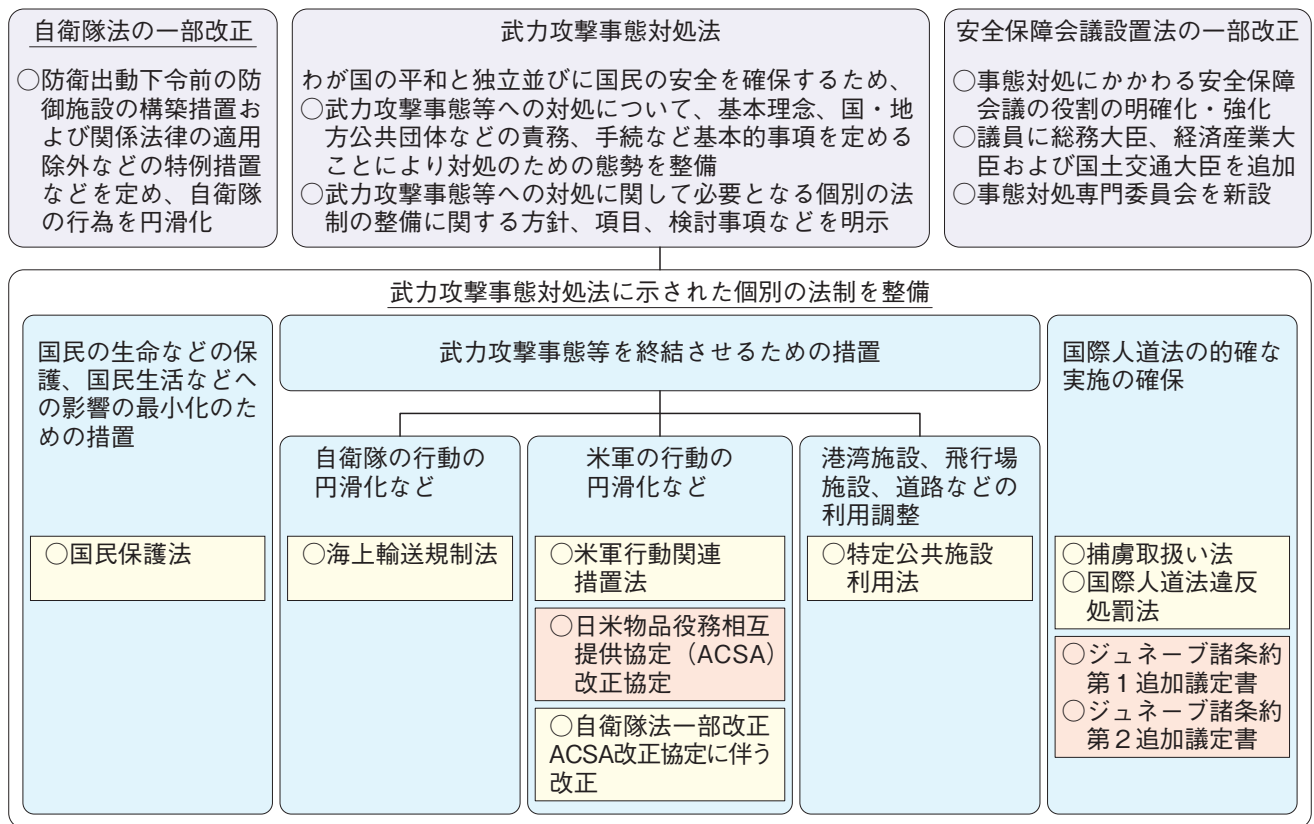
(図表Ⅲ-1-1-1 参照)

1 02(平成14)年の「有事に強い国作りを進めるため」に具体的な法整備を進めるとの政府の方針を受け、03(同15)年に事態対処関連3法が成立し、翌04(同16)年に事態対処法制関連7法が成立したほか、関連3条約の締結が承認され、有事法制の基盤が整えられた。これらの法制整備には、防衛庁(当時)が77(昭和52)年から進めていた、いわゆる「有事法制の研究」の成果が多く反映されている。なお、「有事法制」については、必ずしも概念として定まったものがあるわけではなく、かつて自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという自衛隊の行動にかかわる法制についての研究が「有事法制の研究」として行われるなど、多義的である。本白書では、有事法制と用いる場合、03(平成15)年以降に整備された事態対処関連法制を指す。

2 わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

3 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

図表Ⅲ-1-1-1 有事法制の全体像



注：下線は防衛省所管の法律。

- 平成15年の通常国会で成立した法律（有事法制関連3法）
- 平成16年の通常国会で成立した法律（有事法制関連7法）
- 平成16年の通常国会で締結が承認された条約（関連3条約）

1 武力攻撃事態等における対応の枠組

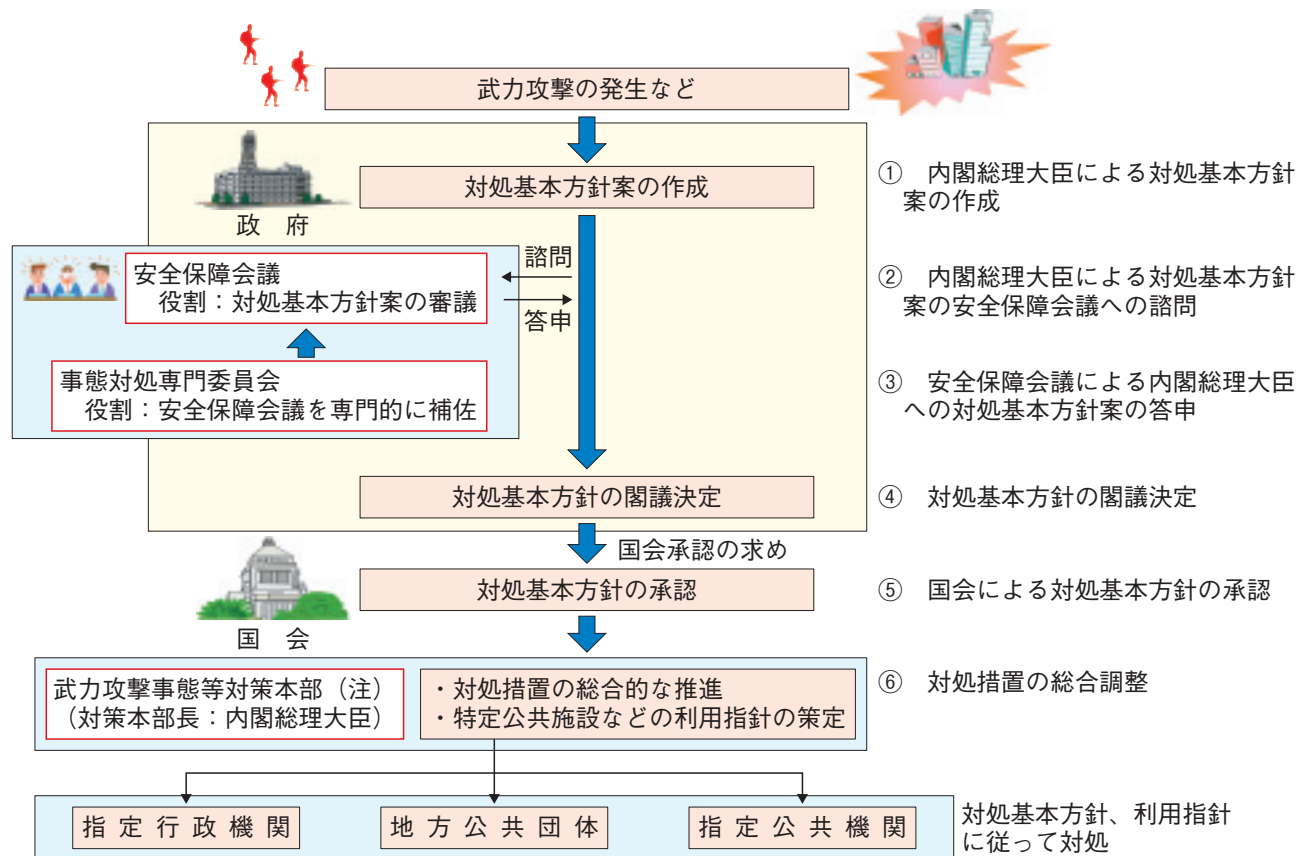
1 武力攻撃事態等への対応

武力攻撃事態対処法⁴は、武力攻撃事態等への対応についての基本法的な性格を有している。すなわち、この法律は、武力攻撃事態等への対応に関する基本理念、武力攻撃事態等への対応に関する基本的な方針（対応基本方針）、国・地方公共団体の責務などについて規定してい

る。また、武力攻撃事態等が発生した場合に、関係機関（指定行政機関、地方公共団体および指定公共機関⁵）が国民保護法などの個別の有事法制などに基づいて行う対応措置が連携協力して行われ、国全体として武力攻撃事態等への対応に万全の措置が講じられる枠組を整えている。（図表Ⅲ-1-1-2参照）

参照▶資料23 (P469)・24 (P470)・25 (P471)・26 (P473)

図表Ⅲ-1-1-2 武力攻撃事態等への対応のための手続



（注）武力攻撃事態等への対応措置の総合的な推進のために内閣に設置される対策本部。

4 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律
<http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/jitai_h.html>参照。

5 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関と電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

(1) 対処基本方針など

武力攻撃事態等に至ったときは、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部（対策本部）を設置して、対処措置の実施を推進する。

- ① 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ② 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ③ 対処措置に関する重要事項

(2) 対処措置

武力攻撃事態等への対処にあたり、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関は、法律の規定に基づいて、次の対処措置を行う。

ア 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置

- ① 自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② 自衛隊の行動および米軍の行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設または役務の提供その他の措置
- ③ ①および②のほか、外交上の措置その他の措置

イ 国民の生命、身体および財産の保護または国民生活および国民経済への影響を最小とするための措置

- ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置
- ② 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

(3) 国、地方公共団体などの責務

武力攻撃事態対処法に定める国、地方公共団体などの責務は、図表Ⅲ-1-1-3のとおりである。

図表Ⅲ-1-1-3 国、地方公共団体などの責務

主 体	責 務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国を防衛し、国土ならびに国民の生命、身体および財産を保護する固有の使命を有する。 ・組織および機能のすべてをあげて、武力攻撃事態等に対処する。 ・国全体として万全の措置が講じられるようにする。
地 方 公 共 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならびに住民の生命、身体および財産を保護する使命を有する。 ・国および他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、必要な措置を行う。
指 定 公 共 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、その業務について必要な措置を行う。
国 民	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関の対処措置に必要な協力をするよう努める。

(4) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処措置の総合的な推進のため、対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を対策本部長、国務大臣を対策副本部長または対策本部員とする対策本部が設置される。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体もしくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われなときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を行うべきことを指示することができる。また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行われなときや、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知した上で、自らまたはその対処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体または指定公共機関が行うべき対処措置を行い、または行わせることができる。

(5) 国際連合（国連）安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などにしたがって、武力攻

撃の排除にあたってわが国が講じた措置について、直ちに国連安全保障理事会（国連安保理）に報告する。

2 武力攻撃事態等以外の緊急事態への対処

武力攻撃事態対処法においては、政府は、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等以外の緊急事態⁶にも、的確かつ迅速に対処する旨規定されている。

また、武装した不審船の出現、大規模なテロの発生などのわが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、①情報の集約、事態の分析・評価を行うための態勢の充実、②各種の事態に応じた対処方針の策定の準備、③警察、海上保安庁などと自衛隊の連携の強化といった措置などを講ずることとされている。

(1) 緊急対処事態対処方針など

緊急対処事態に至ったときは、次の事項を定めた緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）を閣議決定し、国会の承認を求める。また、緊急対処事態対処方針が定められたときは、臨時に内閣に緊急対処事態

対策本部を設置して、事態に対処する。

- ① 緊急対処事態であることの認定およびその前提となった事実
- ② 対処に関する全般的な方針
- ③ 緊急対処措置に関する重要事項

(2) 緊急対処措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関は、法律の規定に基づいて、次の緊急対処措置を行う。

- ① 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置
- ② 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、または緊急対処事態における攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置

2 武力攻撃事態対処法に基づく措置など

03（平成15）年6月に成立した武力攻撃事態対処法の規定¹を踏まえ、有事法制関連7法案および関連3条約が04（同16）年6月に成立・締結の承認がされた。これにより武力攻撃事態への対処に必要な措置などが取られる枠組が整備された。その概要は次の各項のとおりである。

参照 資料25（P471）・26（P473）

1 国民の生命などの保護、国民生活などへの影響の最小化のための措置

国民保護法²が制定され、その中で、武力攻撃事態等における国民の生命などの保護といった必要な事項³が定められた。また、緊急対処事態においても同様の措置を実施することとされた。

参照 本節3（P220）

1-6 緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めるといった事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を含む、武力攻撃事態等以外の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態のこと。

2-1 武力攻撃事態対処法では、同法に示された枠組に基づいて、個別の有事法制を整備することにより、国民の生命などの保護、武力攻撃が国民生活などへ及ぼす影響を最小にするための措置、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置などを講ずるものとされた。また、こうした個別の有事法制は、国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならないとされた。

2 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律<<http://kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/hogo.html>>参照。

3 国民生活などへの影響の最小化に関する国・地方公共団体などの責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民などの救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置など。

2 武力攻撃事態等を終結させるための措置

(1) 自衛隊の行動の円滑化など

武力攻撃事態対処法とともに成立した自衛隊法の一部改正において、いわゆる「有事法制の研究」における第1分類（防衛省所管の法令）および第2分類（防衛省以外の省庁所管の法令）のうち立法化を要するものを中心に、防衛出動下令前の防御施設の構築措置、防衛出動時における緊急通行にかかわる規定、道路法などの関係法律の適用についての所要の特例規定などが新設された。

また、海上輸送規制法⁴が制定され、武力攻撃事態に際して、わが国領海または、わが国周辺の公海における外国軍用品（武器など）などの海上輸送を規制するための措置が実施できることとなった。

(2) 米軍の行動の円滑化など

ア 米軍行動関連措置法⁵が制定され、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などについて定められた。

イ 日米物品役務相互提供協定（ACSA）が一部改正⁶され、同協定の適用範囲が、武力攻撃事態等への対処、国際の平和・安全に寄与するための国際社会の努力、災害対処などにも拡大されるとともに、自衛隊法の一部改正も行われ、これらの活動を実施する米軍に対し、自衛隊側から物品・役務の提供が実施できることとなった。

(3) その他（港湾施設、飛行場施設、道路などの利用調整）

特定公共施設利用法⁷が制定され、これにより自衛隊の行動や米軍の行動、国民の保護のための措置などを的確かつ迅速に行うため、武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域および電波）の利用に関し、その総合的な調整が図られることとなった。

3 国際人道法の的確な実施の確保

(1) 捕虜取扱い法⁸が制定され、武力攻撃事態における捕虜などの取扱いにあたって、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜などの生命、身体、健康および名誉を尊重し、これらに対する侵害または危難から常に保護するための制度が構築された。

(2) 国際人道法違反処罰法⁹が制定され、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する「重大な違反行為」が適切に処罰されることとなった。

(3) これら個別の有事法制の整備にあわせ、主要な国際人道法であるジュネーブ諸条約¹⁰第1追加議定書¹¹およびジュネーブ諸条約第2追加議定書¹²が締結された。

(4) その後、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

4 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

<<http://www.mod.go.jp/j/presiding/law/yujihousei/002b.html>>参照。

5 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/beigun.html>>参照。

6 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（ACSA）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/acsa/acsa_gaiyo.html>参照。

7 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/koukyou.html>>参照。

8 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_4.pdf>参照。

9 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_5.pdf>参照。

10 ジュネーブ諸条約は、1) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第1条約）、2) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第2条約）、3) 捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第3条約）、4) 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第4条約）、からなる。

11 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）。

12 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/pdfs/giteisho_02.pdf>参照。

が制定され、人類の貴重な文化的資産である文化財の国際的な保護に必要な制度が確立され、また、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律が制定され、国際刑事裁判所規程の的確な実施の確保が図られた。

- (5) これらの法律の整備にあわせ、武力紛争の際の文化財保護関連3条約ならびに国際刑事裁判所規程が締結された。

4 武力攻撃事態等に備えた態勢整備への取組

有事法制が成立し、法的な基盤は整ったが、常に変化する安全保障環境に対応するため、法制の実効性の確保と、これにともなう運用面の態勢整備のための不断の努力が必要である。

このため、平素から、安全保障会議のもとにおかれた事態対処専門委員会において、武力攻撃事態やテロ・不審船などの緊急事態への対処などについて検討を行っているほか、武力攻撃事態等への対処措置を行う指定行政機関、地方公共団体および指定公共機関においても、それぞれの役割に応じた計画の策定や、施策・業務への反映が進められている。

3 国民の保護に関する取組

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（国民保護措置）

武力攻撃事態等に際して、国は対処基本方針や、国民の保護に関する基本指針¹（基本指針）に基づき、その組織・機能のすべてをあげて自ら国民保護措置を実施する。また、地方公共団体および指定公共機関が行う国民保護措置への支援などにより、国全体として万全の態勢を整備する。

地方公共団体は、国の方針に基づき、自ら国民保護措置を実施するとともに、当該地方公共団体の区域におけ

る国民保護措置を総合的に推進する。

政府としても、わが国に対する武力攻撃から国民の生命、身体および財産を守るために行う各種の措置の重要性についてさまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、訓練などを通じて運用面の実効性を検証しながら、武力攻撃事態等に備えた態勢整備に努めている。

10（同22）年12月には、日米共同統合演習（実動演習）を実施し、わが国防衛のための日米共同対処と周辺事態などの各種事態に対しての自衛隊の対応と日米協力について検証し、練度を向上させ、共同統合運用能力の維持・向上を図った。さらに、11（同23）年2月には、統合幕僚監部の計画により、陸・海・空各自衛隊が統合演習（指揮所演習）を行い、各種事態に際して各自衛隊の機能および能力を統合して運用する能力の維持・向上を図った。

また、11（同23）年3月には、統合国際人道業務訓練を実施し、捕虜取扱い法などに基づく業務要領について演練し、捕虜などの取扱いについての知識、技能の向上を図った。

る国民保護措置を総合的に推進する。

参照 資料25（P471）

2 国民の保護に関する基本指針

05（平成17）年3月、政府は国民保護法第32条に基づき、基本指針を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。また、避難、救援、災害対処などの国民保護措置について、国、都道府県、市

¹ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf>>参照。

町村、指定公共機関などが実施する措置の内容や役割分担についても可能な範囲で定めている。

指定行政機関、都道府県などは、国民保護法および基本指針に基づき、国民の保護に関する計画（国民保護計画）を策定している。

3 国民の保護における自衛隊の役割

指定行政機関である防衛庁（当時）および防衛施設庁（当時）は、国民保護法第33条第1項や基本指針に基づき、05（同17）年10月に「国民保護計画」²を策定した。この中で、自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するとしている。

参照 資料27 (P474)

(1) 国民保護等派遣など

国民保護等派遣に関する規定の概要は次のとおりである。

ア 派遣の手続

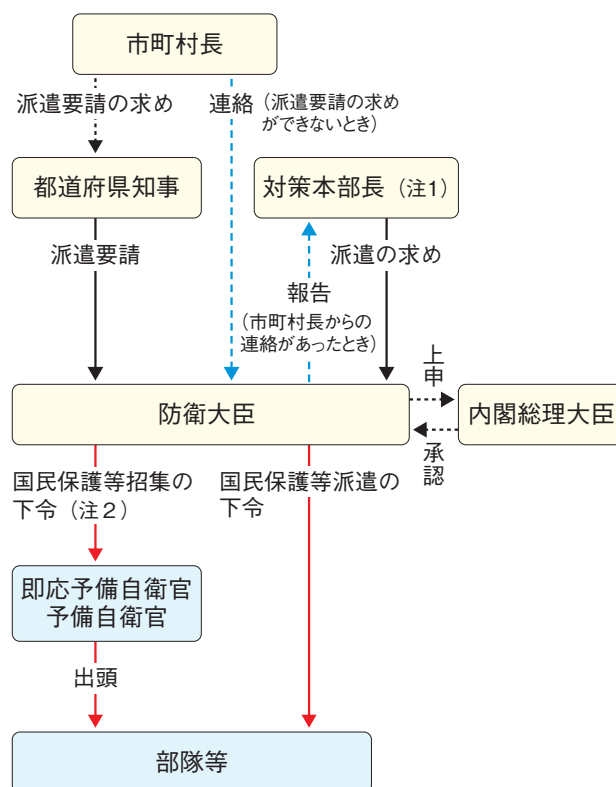
防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、または対策本部長³から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊などに「国民保護等派遣」を命令し、国民保護措置を実施させる。（図表Ⅲ-1-1-4参照）

また、武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられている場合や緊急対処事態に対する対処措置として治安出動が命ぜられている場合には、国民保護等派遣を命ずることなく、防衛出動や治安出動などの一環として、国民保護措置または緊急対処保護措置を実施することとなる。

イ 権限

国民保護等派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、警

図表Ⅲ-1-1-4 国民保護等派遣のしくみ



（注1）武力攻撃事態等対策本部長または緊急対処事態対策本部長。
（注2）特に必要があると認めるとき。

察官がその場にはない場合に限り、警察官職務執行法の避難などの措置、犯罪の予防および制止、立入を、警察官など⁴がその場にはない場合に限り、武器の使用の権限を行使することができる。

また、国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長などがその場にはない場合に限り、退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民に対する協力要請などの権限を行使することができる。

ウ 特別の部隊の編成など

国民保護等派遣を行う場合に、必要に応じた特別の部隊の臨時編成、即応予備自衛官および予備自衛官に対する招集命令の発令を行うことができる。

² 防衛省国民保護計画< http://www.mod.go.jp/j/approach/buryokutaio/kokumin_hogo.pdf >参照。

³ 対策本部長は内閣総理大臣となっているが、両者は別人格として規定されている。

⁴ 警察官、海上保安官または海上保安官補。

工 緊急対処保護措置

緊急対処事態においても、国民保護法や基本指針などに基づき、武力攻撃事態等における措置と同様の措置を実施することができる。

(2) 自衛隊が行う措置の内容

ア 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施する。

イ 避難住民などの救援

人命救助関係の措置（捜索・救出、応急医療の提供など）を中心に、対策本部長などからの求めにより、医療活動の支援（傷病者の搬送など）や、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送など）や安否情報の収集などを行う。

ウ 武力攻撃災害への対応

被害状況の確認、モニタリング支援、人命救助関係の措置（捜索・救出、応急医療の提供など）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火など）、核・生物・化学（NBC）攻撃などにより散布された危険物質の除去など（Nuclear, Biological and Chemical）を行う。このほか、生活関連等施設の安全確保のための支援（指導・助言、隊員の派遣など）や、内閣総理大臣の指揮により、所要の措置などを行う。



国民保護共同実動訓練（茨城県）

工 応急の復旧

防衛省の所管する施設および設備の応急の復旧を行うとともに、都道府県知事などからの要請により、危険な^{がれき}瓦礫の除去、道路や滑走路の応急補修などの支援を行う。

4 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練などへの参加

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施にかかわる連携要領について、各省庁や地方公共団体などと共同で調整を実施することが重要である。

このような観点から、防衛省・自衛隊は、内閣官房や各都道府県などの関係機関や地方公共団体が実施する国民保護訓練などに、積極的に参加・協力してきており、このような取組を継続することを通じて、連携強化に努めている。

国民保護に関する国と地方公共団体との共同訓練は、平成17年度に実動訓練が実施された福井県など5県で始まり、平成22年度には、茨城、京都、熊本において実動訓練が、青森、岩手、埼玉、神奈川、富山、福井、徳島において図上訓練が行われ、あわせて10府県で訓練が実施された。

なお、11（同23）年1月、茨城県水戸市で行われた、国民保護共同実動訓練は、はじめて放射性物質を含む爆



国民保護共同図上訓練（青森・岩手県）

弾テロを想定して行われ、自衛隊は内閣官房、茨城県、水戸市、警察、消防、医療機関などと協同し、初動措置や医療救護などについての訓練を行った。

参照 2節4 (P236)、資料28 (P475)

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し、国民保護のための措置などを実効的なものとするため、陸上自衛隊方面総監部に「地域連絡

調整課」を設置するとともに、地方公共団体などとの調整や協力にかかわる機能を強化するため、自衛隊地方協力本部に「国民保護・災害対策連絡調整官」を配置している。

また、広く住民の意見を求めるための機関として、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置され、陸上・海上・航空の各自衛隊に所属する者が委員に任命されている。さらに、指定地方行政機関である地方防衛局においても、関係職員が委員に任命されている。

4 自衛隊の統合運用体制

06 (平成18) 年、防衛省・自衛隊は統合運用体制に移行した。これにより、平素から陸・海・空自衛隊を一体的に運用できる態勢が整い、拡大、多様化する自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行することが可能となった。

新防衛大綱においても、統合幕僚監部の機能の強化をはじめ、指揮統制、情報収集、教育訓練などの統合運用基盤の強化、各自衛隊に横断的な機能についての整理、共同部隊化¹、集約・拠点化など、統合の強化を重視している。

(図表Ⅲ-1-1-5参照)

1 統合運用体制の概要

(1) 統合幕僚長 (統幕長) の役割

ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊²が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統合幕僚監部 (統幕) は、陸上・海上・航空幕僚監部 (陸・海・空幕) から移管・集約した自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

加えて、統幕長は、自衛隊の統合運用による円滑な任務遂行を図る観点から、中長期的な防衛構想・戦略や年度計画の方針的事項を作成して、陸・海・空自に対して必要な機能を明らかにし、陸上・海上・航空幕僚長はこれを踏まえ、各種措置を講ずる。

なお、自衛隊の運用に必要な情報については、「防衛省の中央情報機関」たる情報本部が統幕および部隊などに提供する。

(図表Ⅲ-1-1-6参照)

2 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制においては、陸・海・空自衛隊の各部隊間における確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有が重要である。これらを支える基盤として、これまで防衛省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤 (DII) や、各自衛隊の主要な指揮システムなどと接続して情報を集約し防衛大臣などの指揮監督を支援する中央

1 II部2章3節5 (P167) 注2を参照。

2 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅲ-1-1-5 統合運用体制における事態対処(イメージ)(島嶼部に対する攻撃への対応を例とした場合のイメージ図)



注：各幕僚長は、部隊の指揮官ではないが、防衛大臣を軍事専門の観点から補佐する立場にある。統合運用体制移行前は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の命令は、陸・海・空各幕僚長を通じて執行されていたが、統合運用体制移行後の現在は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の命令は統合幕僚長を通じて一元的に執行される。

指揮システム(CCS)を整備してきた³。新防衛大綱においても、統合運用基盤を強化するため、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能および情報共有態勢を保持することとされており⁴、引き続き内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢の構築を進めている。

また、情報システム・通信ネットワークはサイバー攻

撃のような脅威から防護されている必要があることから、統合的なサイバー攻撃対処能力の強化に取り組んでいる。

参照 2節3 (P232)

各部隊においても、統合任務部隊の指揮官となることが予想される主要部隊指揮官⁵は、平素から計画の作成などを行うとともに、統合訓練などを通じて、任務を遂

3 各システムの詳細については、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱」(平成12年12月) <<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/security/it/youkou/index.html>>参照。

4 衛星通信は、広域性・即時性などの特長を活かし、周辺海域において警戒監視活動を行う護衛艦や航空機との適時の通信や、被災地との通信、海外派遣部隊と日本との連絡などに利用されている。

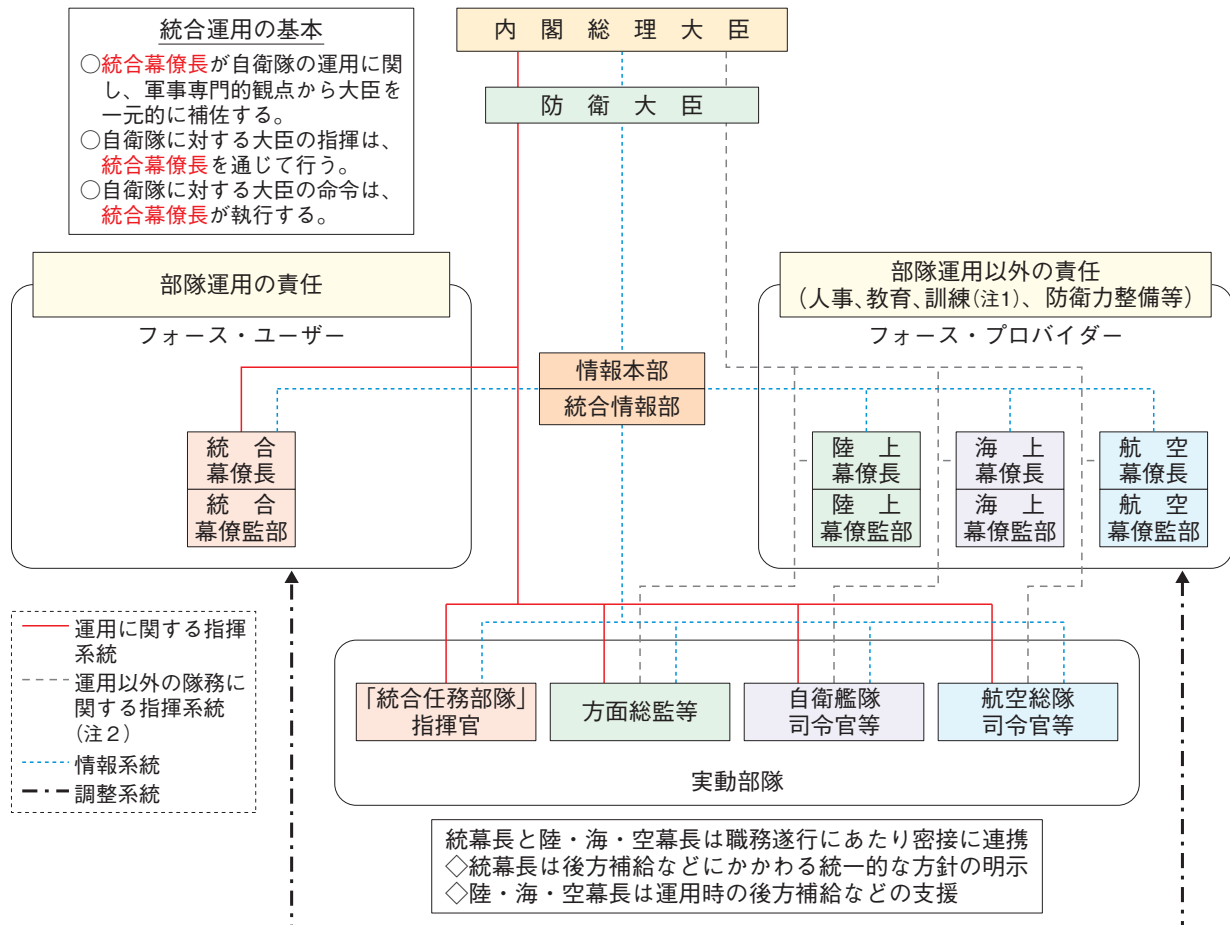
5 陸自各方面総監および中央即応集団司令官、海自自衛艦隊司令官および各地方総監、空自航空総隊司令官、航空支援集団司令官および各航空方面隊司令官など。

行できる態勢を維持しておく必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置するとともに、必要に応じて幕僚を増員することとしている。なお、平成22年度は、自衛隊統合演習（指揮所演習）、日米共同統合演習（実動演習）、自衛隊統合防災演習（実動演習・指揮所演習）、国際平和協力演習などの統合演習を

通じて統合運用能力の維持・向上、各種計画の検証などを実施している。

これまでの実績を踏まえつつ、教育訓練の充実、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、装備品の共通化などについて、より効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講じていく。

図表Ⅲ-1-1-6 自衛隊の運用体制および統合幕僚長と陸上・海上・航空幕僚長の役割



(注1) 統合訓練は統合幕僚長の責任。
(注2) 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。